

浜松医科大学医学部附属病院

クリスマスイルミネーション設置業務 公募概要

1 業務の目的

浜松医科大学医学部附属病院クリスマスイルミネーションは、入院患者及びその家族等(以下、患者等)がクリスマスの雰囲気を楽しんでいただけるよう設置するものである。

設置業務を委託することにより、イルミネーションのデザインや演出を一新し、今まで以上に患者さんや職員の癒しとなることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名 浜松医科大学医学部附属病院クリスマスイルミネーション設置業務

(2) 委託期間

- ① 令和8年11月20日～令和 9年1月7日
- ② 令和9年11月20日～令和10年1月7日

(3) イルミネーション設営期間及び時間帯

以下を基本とする。なお、点灯時間については日没時間を考慮し、本院と協議のうえ決定するものとする。

ア 設置期間

- ① 令和8年11月20日～令和 9年1月7日
- ② 令和9年11月20日～令和10年1月7日

イ 点灯式

点灯式については、本院職員と打ち合わせのうえ、実施すること。

ウ 点灯期間

- ① 点灯式～令和8年12月26日まで

② 点灯式～令和9年12月26日まで

エ 点灯時間

午後4時から午後10時まで点灯

オ 撤去

① 令和 9年1月7日まで

② 令和10年1月7日まで

(4) 設置場所

浜松医科大学医学部附属病院

病棟2階 東西光庭(2箇所) 面積:東西ともに 180 m²

4階西病棟 廊下(2箇所) 面積:南北ともに 5 m²

(別紙図面参照)

3 業務内容

(1) イルミネーションのデザイン及び実施計画書等の提出

イルミネーションのデザインを作成すること。最終的な設置場所やデザインは本院と受託者が協議の上決定するものとし、決定後受託者はデザインに基づく実施計画書(平面図、配置図等)を提出すること。

(2) イルミネーション機材等の調達

イルミネーション機材については、原則として新たに調達すること。機材の調達方法について、リース・購入は問わない。

(3) イルミネーションの設置及び撤去

上記(1)においてデザイン・設計したイルミネーション機材の設置及び撤去を行うこと。

(4) イルミネーションの保守点検及び維持管理業務

実施期間中、不点灯電球や漏電、断線等の不具合が判明した場合は速やかに対応を行い、結果を本院に報告すること。また、荒天時等の危機管理・安全確保に努めること。

(5) 打合せの実施

上記業務内容に係る事前打ち合わせを、現地にて必要に応じて実施すること。

4 業務実施に係る要件等

業務実施に係る要件等は、次のとおりとする。

(1) イルミネーションのデザインに関する要件

ア 使用するイルミネーションは環境に配慮したものであること。

イ クリスマスに因んだテーマ・コンセプトを設定すること。

ウ 色彩や点滅パターンに工夫を凝らし、幅広い世代に親しまれるイルミネーションとなるよう検討すること。上階からの見栄えを重視し、平面からも楽しめるよう工夫すること。

エ 設置場所及びイルミネーションを設置する対象物について、必ず現地確認を行うこと。

オ 位置・高さ・色彩や演出内容が歩行者等の通行を妨げることが無いよう配慮したデザインとすること。

カ デザイン作成に当たっては、著作権に配慮すること。紛争が生じた場合は、受託者の責任で対応すること。

(2) イルミネーション機器等の設置・撤去に関する要件等

ア 設置にあたっては関係法令等に従い適切な処置を行うこと。

イ 落下や倒壊等の事故が発生しないよう十分注意して設置し、延焼や漏電を防止す

るための安全な措置を講ずること。

ウ 患者が機器に触れる可能性のある場所に設置する場合は、安全性及びいたずら防止を考慮すること。

エ 樹木等に設置する場合は、樹木に損傷を与えないよう考慮すること。

オ 点灯の概ね1週間前までに委託者立ち合いの下で試験点灯を行い、指摘事項については、修正の上、再度試験点灯を行うこと。

カ 電源は本院の電源を使用すること。

病棟2階光庭 1次側遮断器:mcb2p50af/20at 現地壁コンセント東西各1か所

4階西病棟廊下 1次側遮断器:mcb2p50af/20at 現地壁コンセント4か所

一般的なコンセントなため、1か所 15A 以上使用すると焦げるので注意すること。

(コンセント位置は別紙図面参照)

キ 電源の配線や機材については屋外仕様(防水仕様)であること。

(3) 点灯期間中における要件等

ア 点灯時間は、デジタルタイマーでの管理を基本とすること。

イ 点灯期間中にトラブル(電球切れ、故障等)が発生した場合には、受託者において迅速に復旧等の対応を行い、本院に報告を行うこと。また、荒天時等における危機管理・安全確保に努めること。

(4) その他の要件等

ア イルミネーションの施工等に当たっては、本院と十分に協議すること。

イ イルミネーション点灯に係る電気使用料は本院が負担する。

ウ 受託者は、本事業の実施にあたり適用を受ける関係法令等を遵守すること。

エ 本事業で使用する全ての設備・装置等について、想定される事故や災害及び欠陥等に起因して生じる対人・対物事故に備え、保険に加入すること。

オ 苦情、トラブルについては、本院と協議のうえ、受託者の責任において解決すること。

カ 本業務の実施により生じた著作物に関する著作権は、本院に帰属する。

5 貸与品

本院は以下の機材を貸与することとする。

① ブレーカー、ブレーカーBOX

② タイマー、タイマーBOX

貸与品は新品ではないため、正常な動作を保証するものではない。借用に係る機材の状態の確認は受託者が行うこと。

6 成果品の提出

業務完了後、記録写真等を含む実績報告書を次の形式により本院に提出すること。
提出時には、本院の担当者に対し、内容の説明を行うこと。

紙媒体 1 部

電子媒体 一式

提出先 浜松医科大学病院経営戦略課病院調達係

7 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、本院担当者と適宜協議を行い、十分に調整して行うこと。
- (2) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び本仕様書を遵守するとともに、本院の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。
- (3) 受託者は、業務の進捗に応じて、定期的に本院に報告を行わなければならない。

- (4) 本院は、受託者の業務遂行に必要な資料等の収集に協力することとする。受託者は本院から提供された資料等については、本業務以外の目的に使用してはならない。また、貸与資料等は、業務完了後速やかに本院に返還しなければならない。
- (5) 業務の実施により得られた成果物、情報等については、本院に帰属するものとし、受託者は、本院の許可なく使用又は流用してはならない。
- (6) 仕様書に定めがない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、本院と協議して定める。